

平成22年2月25日

小平市中央公民館長  
深谷 達 様

市民への情報提供を目的とする公民館利用  
団体一覧の取り扱いについて（諮問）

本審議会は平成21年10月29日、深谷 達 中央公民館長から標記の諮問を受けました。任期も残すところ半年のなか、中央公民館・分館の実態調査・市民へのアンケート調査も含め審議に入り、本答申を作成いたしました。

この答申が今後の公民館のさらなる発展へと繋がることを切望いたします。

小平市公民館運営審議会

会 長	鈴木 良貞		
副会長	栗原 実	篠原 泰子	
委 員	藤原 裕	永野 成一	
	森野 やよい	大境 人美	
	森 茂	大脇 俊彦	
	村田 明美	茂木 豊子	
	鎌形 忠典	後調 正則	

## 答 申

### I はじめに

社会教育機関として小平市の公民館は昨年60周年を迎えるなど、市民にとって世代を超えた生涯学習の拠点として、時代に沿ってまた大切な原点は守りつつ歩んできたこととおもいます。

公民館の事業は事業計画にも示されていますが、館内外整備・講座の企画実施はもちろんのこと、公民館を利用している団体・サークルへの支援は大切なことです。

このたび中央公民館館長から社会教育活動を行う団体の自主活動をさらに促し、市民に開かれ、自由に参加が可能なように「小平市公民館一般・定期利用団体一覧（以後利用団体一覧と略記）」を周知したいということで諮問を受けました。

この諮問をうけ本委員会では各公民館の窓口実態調査、市民へのアンケート調査の上、それぞれが意見を明確化し、また小グループでの話し合い、全体審議から本諮問に対しまして次のように答申いたします。

基本的な立場としては、個人情報保護は勿論大切なことですが、公民館を利用している団体は出来るだけ市民にどのような活動をしているか情報を開示してほしいということです。其の事により、これまで以上に市民活動が活発化されることと思うからです。これまで公民館の窓口に設置されてきた「利用団体一覧」は連絡先やホームページアドレスなど一律に情報開示がなく、市民にとっても、どのような活動をしているかのイメージも生まれず利便性も悪かったと思います。

今回、諮問（1）、（2）に答える前に、公民館へは次の事の実施を確認していただきたいと思います。その上で、公民館から各団体へは新しい会員の加入促進にも繋がるような一覧作りを進めていってほしいと思います。

1. 諮問に答えるためには、個人情報保護法とも鑑みながらも、現在の「利用団体一覧」の表記の一部改定が必要と考えます。  
現行の「利用団体一覧」の最後の欄に各団体からの紹介の欄を設ける。

(例) 中央公民館 問合せ先 042 - 341 - 0861

分野	団体名	活動内容	活動日・時間	会費	団体紹介欄
コーラス	楽しいゴスペル	ゴスペル歌唱	毎木・13:30～	月千円	<a href="http://www.asdfcvb.jp">http://www.asdfcvb.jp</a>
健康	健康体操の会	健康体操	毎土・19:00～	月2千円	小平四郎 042-341-1111

[ 団体紹介欄記入例 HP アドレス、メールアドレス、会長名、連絡先電話番号、一言紹介などのなかから各団体が選択し記入したもの ]

また、利用団体は毎年4月に責任者（代表者）が交代するところが多いので少なくとも年1回は、各設置窓口も含めて更新が必要と思います。

2. 中央公民館・分館の実態調査から「利用団体一覧」の一般・定期の区分と利用実態に沿った基準の明確化及び正確な団体の把握が必要。
3. 諮問（1）、（2）実施のまえに全団体に変更の理由及び実施の説明と実施にむけて公民館利用者登録届出書への再記入の手続きを行う。
4. 紙面で閲覧できない（身体的事由を含めて）方への配慮もおこなう。

## II 諮問（1）市及び関係施設等に設置すること について

このことに関しましては、現行は、各種問い合わせがあっても、公民館に関係がない部署に設置した場合、個人情報などに関わることについての注意なども含めて、的確な返事が出来ないということで、利用団体一覧は、それぞれの団体が所属する公民館の窓口を設置されていたと思います。本諮問で、社会教育活動を行う団体について、ひろく住民に開かれた情報を提供したいという事であれば、次のことに留意して設置して下さい。

- ① 「公民館利用者登録届出書」の管理には引き続き十分留意してください

- ② 設置する市及び関係施設に置く利用団体一覧に問い合わせ先の公民館名をきちんと載せる。
- ③ 出来るだけ職員が常駐している窓口に設置してほしい
- ④ その際、社会教育団体ということばを使うのか、定期利用団体とするのか、など、表記の規定。、設置部署に社会教育機関としての公民館についての説明など、「社会教育機関としての公民館」を明示して設置してほしい。
- ⑤ 個人情報保護条例に法りながら、情報公開について、何が今市民にとって大切か、公民館に何が求められているか、明確な考えを示しながら実施して欲しい。

### Ⅲ 諮問（２）市ホームページ等に掲載すること について

ホームページに掲載することは、初めて公民館を利用される市民の方のもとより、公民館利用団体の活動を知りたい方に、公民館情報は圧倒的に、ひろく利用されます。そして掲載により、各団体が自主的にそれぞれの興味・趣味・問題意識など様々な取り組み・学びをしている現状を知らせることが瞬時に出来、今後益々必要になると思います。そのためには現行の小平市ホームページから公民館→「活動団体一覧」までたどりつくには利便性が悪く、次の事を早急に検討して欲しいと思います。

- ① 小平市公民館のホームページの市民参加のもとリニューアルが望ましい
  - ・小平市公民館の講演会、講座などより見やすく情報豊富なホームページの作成
  - ・小平市公民館のこれまでの歴史や理念。独自の取り組みなど掲載
- ② 公民館のホームページ以外にはその掲載場所は次のようにリンクされると思われるが
  - 小平市→教育委員会→公民館→活動団体一覧
  - 小平市→公共施設→公民館→活動団体一覧
  - 教育委員会こげらネット→公民館→活動団体一覧  しかし教育委員会こげらネットに公民館へのアクセスが出来ないので早急に改善の

必要があると思います。

- ③ 将来的には、各活動団体のアドレスとリンクされていて、各団体のホームページにリンクできればより詳しい情報の提供が出来ると思います。
- ④ 個人情報保護について、各団体と同意をとることは本諮問については必要不可欠です。

#### IV 最後に

小平市は公民館活動の長い歴史と共に、その蓄積している“コンテンツ”も圧倒的に充実していると思いますが、公表を前提としてないため？残念ですが素晴らしい講座も意欲的で習熟した各団体活動も一部の市民にしか伝わっていないのが現状です。今後大切なのは、情報や研究内容・小平市の独自の取り組み等をどうまとめ、どのように活用公表するかが求められていると思います。。そのための入り口が今回の諮問であるとも思います。

今回の諮問において重要なことは、公民館の情報公開について、今後の行動計画など構想をきちんと決めて一歩ずつ進めて欲しいと願います。そうすれば、情報の共有・利用からさらに活発な活動をうながし、他市・東京都にかかわらず広域な連携も生まれてくると思います。

この答申が小平市公民館の更なる発展につながることを切望します。

